

「高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に  
関する計画（高松市読書バリアフリー計画）」

高 松 市  
高松市教育委員会

令和3年10月

## 目 次

### 第1章 計画策定に当たって

1. 計画の趣旨
2. 視覚障がい者等の読書に係る本市の現状
  - (1) 障がい者支援
  - (2) 視覚障がい者等への本市図書館における取組と課題
3. 計画の目的
4. 計画の対象者
5. 計画の期間

### 第2章 基本方針

### 第3章 施策の方向性

1. 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等
2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
3. 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援
4. 図書館サービスの人材育成・体制整備

### 第4章 計画の推進・評価.

1. 推進体制
2. 計画の周知
3. 評価
4. 計画の見直し

## 第1章 計画策定に当たって

### 1. 計画の趣旨

本市では、第6次高松市総合計画に基づき、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会をめざし、障がい者の自立を支援するとともに社会参加を促進することを目的として、各種の施策を推進しています。

このような中、令和元年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」が公布・施行されました。この法律は、視覚障がい者等<sup>\*1</sup>（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍<sup>\*3</sup>（雑誌、新聞その他の刊行物も含む）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

その実現のため、読書バリアフリー法第4条に、「国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」こと、同第5条に「地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。また、同第8条においては、「地方公共団体は、(国の)基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体における計画の策定を求めています。

高松市においては、この規定に基づき、基本的な施策の方向性を示すとともに、取組を推進するための指針として本計画を策定するものです。

なお、「第5次高松市子ども読書活動推進計画」や「たかまつ障がい者プラン」など、関連計画等との連携を図りながら、施策を推進します。

### 2. 視覚障がい者等の読書に係る本市の現状

#### (1) 障がい者支援

本市では、これまでも、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定を行えるよう支援するほか、障がい者の個別性に応じた支援を推進するとともに、ライフステージに応じた切れ目ない支援や、社会的障壁の除去と合理的配慮の普及

に向けた取組を推進するなど、障がい者の自立支援と社会参加の促進に努めることとして、様々な施策・事業に取り組んできました。

本年3月には、これまでの障がい者に係る取組を継続するとともに、本市の障がいを取り巻く現状と課題に対応できるよう「たかまつ障がい者プラン(令和3年度～5年度)」を策定し、「障がいのある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現」をめざし、各種施策を着実に推進していくこととしています。

## (2) 視覚障がい者等への本市図書館における取組と課題

本市には、1,136人(R3.3.31現在)の視覚障がい者(身体障がい者手帳保持者)がいます。高齢や病気等で通常の活字サイズでの読書が困難な人や、上肢障がい、寝たきり、知的障がい、学習障がいなどのために書籍等の文字媒体の利用が困難な方はさらに多く、今後、高齢化の進展に伴い増加することが見込まれます。

本市図書館において、視覚障がい者等が読書を行う主な方法として、次のようなものがあります。

- ・家族や支援者等による読み上げや対面朗読<sup>\*4</sup>
- ・点字図書<sup>\*5</sup>や大活字本、触る絵本<sup>\*6</sup>、LLブック<sup>\*7</sup>等の利用
- ・録音図書<sup>\*8</sup>やデイジー図書<sup>\*9</sup>の利用
- ・拡大読書器<sup>\*10</sup>、デイジー図書再生機<sup>\*11</sup>、リーディングトラッカー<sup>\*12</sup>、リーディングルーペ<sup>\*13</sup>、などの読書支援機器・用具の利用

また、本市図書館では、対面朗読室や録音室などを配置し、視覚に障がいがある人向けに、対面朗読サービスをするほか、点字資料・録音図書の提供や郵送貸出を行っています。

今後は、市場で流通する電子書籍等の普及への対応や、アクセシブルな書籍<sup>\*14</sup>を充実させることと、それらを利用するための端末機器等の整備が必要となっています。

また、視覚障がい者等が、読書活動を支援するサービスの存在を知らない、利用できていないという状況を改善するため、これらの取組について、情報発信が求められています。

## 3. 計画の目的

本計画は、国の計画と同様に、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与す

ることを目的とし、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進と、すべての人間(ひと)が支え合って生きるインクルーシブ\*15な社会の実現をめざしています。

読書は、一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娛樂を得る手段としてだけでなく、教育や就労を支える重要な活動です。

一方で、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等は、一般書籍に比べると発行数が少ない状況にあります。障がい等の有無にかかわらず、誰もが読みたい書籍に出合い、触れるための環境整備は大変重要であり、高松市においても、取組が求められています。

#### 4. 計画の対象者

本計画は、視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者を対象としています。

なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障がい者以外の、図書館の利用に困難を伴う人への配慮にも留意します。

#### 5. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### 第2章 基本方針

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目指し、4つの施策の方向性を定め、計画を推進します。

方向性1 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等

(読書バリアフリー法 第9条関係)

方向性2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

(読書バリアフリー法 第10条関係)

方向性3 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援 (読書バリアフリー法 第14条・15条関係)

方向性4 図書館サービスの人材育成・体制整備

(読書バリアフリー法 第17条関係)

## 第3章 施策の方向性

### 1. 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等（第9条関係）

#### 【基本的な考え方】

利用者のニーズに応えるため、引き続きアクセシブルな書籍等<sup>\*16</sup> の収集を継続して行うとともに、利用しやすい環境等の整備を図ります。

#### (1) アクセシブルな書籍等の充実

- ・視覚障がい者等のニーズを十分に把握し、引き続き、点字図書や録音図書、レリーフブック、拡大図書、ディジタル図書等のアクセシブルな書籍等を収集します。
- ・点字図書館<sup>\*17</sup> の機能のある香川県視覚障害者福祉センターや香川県立図書館などとの連携により、アクセシブルな書籍等の充実を図ります。
- ・身体的な理由により、図書館への来館が困難な方や、感染症が心配で来館を遠慮する方にも、読書が可能となるよう、電子書籍<sup>\*18</sup> の導入を検討します。

#### (2) 円滑な利用のための支援の充実

- ・視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用し、読書ができる環境づくりを進めます。
- ・拡大読書器や点字ディスプレー<sup>\*19</sup>、ディジタル図書再生機、リーディングルーペ、リーディングトラッカーなどの読書支援機器・用具を充実させることにより、読書機会の提供やアクセシブルな書籍等の利用支援に努めます。
- ・中央図書館と夢みらい図書館に点字絵本や録音図書等を集積した「りんごの棚」<sup>\*20</sup> を設置し、様々な障がいのある子どもたちが図書館を利用しやすい環境等の整備を図ります。
- ・視覚障がい者等だけでなく、利用者全体が利用しやすい施設を目指し、ピクトグラム<sup>\*21</sup> や分かりやすい表現を使用した利用案内など、館内の案内サービスの充実のほか、機会を捉えて必要な施設の整備に努めます。
- ・視覚障がいのある児童・生徒が在籍する学校と連携を図ります。



デイジー図書

拡大読書器

りんごの棚

## 2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第 10 条関係）

### 【基本的な考え方】

国立国会図書館やサピエ図書館<sup>\*22</sup> のサービスについての周知や連携により、多くの視覚障がい者等がサピエ図書館等の利用ができるような環境の整備を進めます。

- ・国立国会図書館が製作した、或いは収集した視覚障がい者等用データをインターネット経由で送信するサービスを行います。
- ・サピエ図書館への加入を通して、会員施設・団体が製作または所蔵する点字図書や録音図書に関する書誌データベースの提供及びダウンロード等による貸出サービスを行います。
- ・国立国会図書館やサピエ図書館の十分な活用を図るため、視覚障がい者だけでなく、図書をそのままの状態では、利用することが困難な方も利用できることも含め、関係機関や団体等と連携しながら、これらの利用方法について周知を図ります。

## 3. 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援（第 14 条・15 条関係）

### 【基本的な考え方】

アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障がい者等が入手及び習得するため、必要な支援等を行います。

- ・関係機関と連携し、視覚障がい者等に対して、様々な読書媒体の紹介や、それを利用するための端末機器等の情報を提供します。加えて、パソコン、スマートフォン等を用いたサピエ図書館等の利用方法に関する相談を受けるとともに、機器の活用方法について習得支援等を行います。
- ・日常生活用具給付制度により、アクセシブルな書籍等を利用するためのディジタル図書再生機等の端末機器等の給付を行います。
- ・小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定しており、また、現在、学校におけるＩＣＴ環境整備が進められていることも踏まえ、学校関係者等を集めた場において本計画の趣旨を説明する等、その周知を図ります。

#### 4. 図書館サービスの人材育成・体制整備（第17条関係）

**【基本的な考え方】**

アクセシブルな書籍等を、利用者に円滑に利用していただくため、司書等を対象とした研修及び養成において、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて取り上げ、司書等の資質の向上を図ります。

- (1) 司書、図書館職員、学校図書館担当教員、学校図書館指導員等の資質向上
  - ・司書、図書館職員、図書館ボランティア、学校図書館担当教員、学校図書館指導員等を対象に、香川県視覚障害者福祉センターと連携し、障がい者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- (2) 図書館の障がい者サービスの充実と周知
  - ・香川県視覚障害者福祉センターと連携し、点訳、音訳作成等の製作基準や製作方法、新たな端末機器やソフトウェアに関する情報について、研修で学んだ職員を読書支援コーディネーターとして、職員やボランティアに知識を広め、また、サービス内容の周知に努めます。
  - ・香川県立盲学校と連携し、端末機器やソフトウェアの具体的な使用方法など、実践を通して職員やボランティアのスキルアップを図るとともに、盲学校の学生も含め広く利用してもらえるよう周知に努めます。

## 第4章 計画の推進・評価

### 1. 推進体制

市関係課、関係機関、関係団体等と連携・協力し、本計画の施策の方向性に沿って、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

### 2. 計画の周知

本計画や支援施策の充実を図るため、市のホームページや広報誌において、情報発信を行います。

### 3. 評価

各施策の推進状況を評価するための具体的な指標を設定するとともに、定期的に計画の進捗状況を把握・評価します。

なお、今後国から具体的な目標や達成時期が示された場合は、本計画の指標についても必要な見直しを行います。

### 4. 計画の見直し

視覚障がい者等のニーズや、国等の障がい者施策の動向に迅速に対応するため、本市は、毎年度、計画の進捗状況やその成果について把握、評価し、必要に応じて施策の改善を行います。

#### 【具体的な指標】

項目	現状 令和2年度	目標 令和7年度	基本方針
視覚障がい者資料郵送貸出件数	167 件	250 件	
障がい者支援コーナー (りんごの棚 令和3年7月~)	年間貸出数	612 冊	1,000 冊
高松市図書館所蔵資料	大活字本	2,044 冊	2,500 冊
	L L ブック	53 冊	80 冊
	点字付き絵本	125 冊	150 冊
	録音図書(CD)	946 点	1,050 点
	デイジー図書	51 点	100 点
サピエ図書館 (令和3年度に登録)	個人会員登録数	—	20 人

読書支援機器・用具給付件数 (日常生活用具給付制度)	42 件	45 件	方向性 3
図書館ボランティア養成・スキルアップ講座等参加人数	49 人	150 人	方向性 4

## 【用語集】

用語	説明
*1 視覚障がい者等	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者（読み書きバリアフリー法第2条第1項）。
	具体的には、視覚障がい者、読み字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等。なお、ロービジョン*2 者など障害者手帳の所持の有無は問わない。
*2 ロービジョン	何らかの原因により視覚に障がいを受け「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など日常生活での不自由さをきたしている状態。
*3 書籍	雑誌、新聞その他の刊行物も含む。
*4 対面朗読	視覚による読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌を代読すること。
*5 点字図書	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で示された図書のこと。
*6 触る絵本	さまざまな材料を用いて盛り上がった挿絵を作り、それを貼り付けるなどして、指で触って絵が分かるようにした絵本。
*7 LLブック	「LL」とは、スウェーデン語の「Lättlast（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LL ブック」は、知的障がいのある人など、文字を読むことが苦手な人も読めるよう、分かりやすい言葉や文章、イラストや写真を使った「やさしく読める」本のこと。
*8 録音図書	耳で聴いて読書できるよう、活字の文章を声に出して読み、その音声をCD やカセットテープに録音した図書。
*9 デイジー図書	「デイジー」とは、「Digital Accessible Information

	System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジーグラフの特徴には、目次から読みたい章や節、任意のページに飛びができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させができるなどがある。
*10 拡大読書器	カメラで撮影した文字や画像を拡大して表示することにより、読み書きを支援する機器。
*11 デイジー図書再生機	デイジー図書を音声で再生して聞くための機器。パソコンやタブレット、スマートフォンで再生できるようにするアプリケーションもある。
*12 リーディングトラッカー	読みたい行に視点を集中させる読書補助具。ディスレクシアや、視覚障がいのある人の読書をサポートする道具であると共に、集中して読書したい人にも便利な道具。(ディスレクシアは、限局性学習症の一つとされ、全般的な知的発達は正常で、学習意欲があるにもかかわらず、文字の読み書きに限定した困難を有する疾患。)
*13 リーディングルーム	拡大鏡
*14 アクセシブルな書籍	「アクセシブル」とは、利用しやすいさまをいい、「アクセシブルな書籍」は、読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障がい者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等、視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍。
*15 インクルーシブ	「ソーシャル・インクルージョン」という言葉からきており、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう擁護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表す。
*16 アクセシブルな書籍等	*14の書籍に、読書バリアフリー法第2条第3項の「視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等」を含む。視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録であって、パソコン等を利用して視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができるもの。

*17 点字図書館	点字、録音、ディジタル図書等の製作・貸出やレンタルサービス、ディジタル図書再生機の貸出等、目の見えない、見えにくい人などへの情報提供サービスを行っている施設。
*18 電子書籍	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声が再生可能なものもある。
*19 点字ディスプレー	パソコン等に表示された文字や図形等の情報を点字で表示する装置。複数のドット(突起)を上下させ、凹凸を作ることで点字を表示する。
*20 りんごの棚	「本が読めない、読みにくいという特別なニーズのある子ども達のために、読書の喜びを与える。」という願いからスウェーデンの図書館で生まれた。りんごの棚には、大活字本、点字の本、LLブックなどを配置するほか、発達障がいについてなど障がいを理解するための本も含まれる。
*21 ピクトグラム	絵文字や絵を使った図表を用いて情報や注意を示すために表示される記号。
*22 サピエン図書館	視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字データ、ディジタルデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。



図書館で すてきな出会い 人と本